

# 「地域のヨーロッパ」の再検討（1）

—— ドイツ・ネーデルラント国境地域に即して ——

渡 辺 尚

## はじめに —— 政治空間と経済空間との齟齬について

本稿は、現代ヨーロッパにおける地域の実態を、ドイツ・ネーデルラント国境地域における政治空間と経済空間とのずれに焦点を当てて検討することを目的とする。

公権力により排他的な帰属を住民に強制するという意味で、近現代社会において最高度の実体性を具える政治空間が国家領域であることは、あらためて指摘するまでもない。これは一義的な国境によって外界から劃される領域空間であり、国境紛争という現象自体が国境は一義的に確定されるべきものとする紛争当事国双方の共通認識を前提としている。これに対して経済空間は不定形な非領域空間であり、漸移地帯を形成するその縁辺は絶えず不規則に伸縮している。したがって、経済空間は政治空間に、その境界がもたらす不連続性を曖昧にする作用を及ぼし、逆に政治空間の境界は経済空間に、その地続き効果を遮断する作用を及ぼす。この意味で政治空間と経済空間とは相互に属性発現を減殺しあう関係にある。

資本制社会において経済空間は何よりも企業立地により規定されるので、一つの経済空間の生存時間は企業の消長から直接に影響を受ける。このことが政治空間に対し経済空間が不定形であり、かつ概して寿命の変動係数がより大であろうと推定できる事由である。寿命の長い経済空間が存在しうるのは、企業立地の集積度が増して産業立地となり、さらに諸関連産業の集積が空間経済上の内部循環と自律的産業動態とを生み出すに足る内部性を具えるにいたると、経済空間が個別企業や個別産業の消長に左右されない存立基盤を確保するからである。領域空間または制度空間である政治空間と同様に、非領域空間または非制度空間である経済空間も多次元にわたる包摂関係のもとで実在しており、そのなかに如上の内部性を具え、長期にわたり存続する経済空間の事例を見出すことは、さほど困難でない。これらをさしあたり本来の経済地域 (economic area proper) と総称することにしよう。これは空間的安定性のゆえに歴史的個性を具え、条件次第では政治空間化の傾向さえ示す。ただし、本来の経済地域が資本制社会では必然的に「国民経済圏」に収斂し、もっとも強固な政治空間である国家領域と重なり合うはずという予定調和的見通しは、「国民的」幻想から生ずる予断である。

## 「地域のヨーロッパ」の再検討（1）

たしかに、概して政府需要に依存する軍需品のような財、または公共財的性格の故に公権力による規格保証や免許を必須の条件とする、あるいはその供給事業が公企業の形態をとりやすい財の生産にかかる企業活動は、総じて国家・自治体領域と大幅に重なり合う経済空間を生み出しやすい。また、その形態の如何を問わず独占一般は非領域空間である経済空間を領域空間化する作用を及ぼす。経済的国家独占の最たるものは通貨発行権であり、法貨の流通範囲はあたかも単一の経済空間であるかのような仮象を呈する。とはいえ、市場にとり国境は偶有性でしかない以上、経済空間の領域空間化、政治空間化をこのような特殊事例をもって一般化することはできない。例えば、それぞれ単一通貨圏であるスイス・フラン圏とユーロ圏とが、経済空間として同程度の均質性を具えていると想定することは、非現実的というものであろう。

以上の考察から、EU 統合の拡大・深化も、さしあたり政治空間としての複数の国家領域が合体して拡大国家領域が形成されるにとどまるという予想が導き出される。これを基盤にして近い将来、構成国単位の「国民経済圏」が融合し、単一の「拡大国民経済圏」が必然的に形成されるという期待は、市場は本来的に国境を持つという思いこみに基づく、「国民経済圏」を実体化する観点から一歩も出るものでない。「国民経済圏」の実体化を自明とすることが非現実的な前提となりうることは、1990年の東西ドイツ統一からすでに15年を閲したにも拘わらず、旧西独と旧東独とが経済圏として一つに融合したと観ることが未だに困難であることを挙げれば足りる。

さらにまた、EU 領域の構成単位を何に求めるかという新しい問題関心から、1980年代末以来「地域のヨーロッパ」(Europe of the Regions)が「国家のヨーロッパ」(Europe of the Nation-states)の対抗空間観念として唱えられるようになった<sup>1)</sup>。しかし、前者で「地域」が「国家領域内地域」とされるかぎり、地域の外部境界は国境と重なることになる。国境を大枠として前提とする点で、両者は大同小異というべきものである。

### I. 「ドイツ」の経済空間構成

#### (1) 地理的仮称としての「ドイツ」

すでに示唆したように、ヨーロッパにおける国家領域と経済空間との不一致の典型的な例が「ドイツ」である<sup>2)</sup>。東部国境については、1990年8月31日締結の統一条約第4条第2項により基本法第23条が削除されたのを受けて、1990年11月14日に締結され、1992年1月16日に発効したドイツ・ポーランド国境確定条約により、オーダー・ナイセ(オドラ・ニサ)線が両国国境と再確認された。現在のドイツ国境を確定したのはこの条約である。しかし、つとに1950年7月6日に締結されたゲルリツ条約により、東ドイツがオーダー・ナイセ線を「ドイツ・ポーランド」国境として承認し、その20年後1970年8月12日に西ドイツがソ連

と締結したモスクワ条約で、「統一ドイツの外部国境は、ドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国との[外部]国境である」ことが確認された。これに基づき 1970 年 12 月 7 日西ドイツがポーランドと締結したワルシャワ条約により、オダー・ナイセ線が「ポーランド共和国の西部国境」であることが確認されたことで、遅くとも 1970 年までに対ポーランド国境問題は事実上解決していたのである<sup>3)</sup>。それまでは 1937 年 12 月 31 日現在（オーストリア、ズデーテン地域、メーメル地域、グダニスク等の併合の前年）のドイツ国の国境が本来の「ドイツ」国境とされ続け、これは 1919 年のベルサイユ条約で確定した国境である<sup>4)</sup>。これはこれで 1871 年成立のドイツ国の国境の修正であることは否みがたい。小ドイツの統一の成果である第二帝政の領域こそ、その後大幅な変更を余儀なくされたとはいえ近現代「ドイツ」国家領域の原型と目されてきたのである。

以上の概観から、「ドイツ」は 1871 年から 1990 年までの 120 年間に、1919 年、1938 年、1949 年、1990 年と 4 度（1957 年のザールラントの西ドイツ加入はさておく）国家領域を大幅に変えたのであり、実に平均 30 年の周期で政治空間の変動が繰り返されてきたことになる。これはヨーロッパの大国として異例の事象である。しかし、これは近現代「ドイツ」経済の趨勢的成長をけっして妨げるものでなかった。とりわけ、二次大戦後の分割占領期を経て 1949 年に成立したドイツ連邦共和国が、「奇跡の経済復興」(Wirtschaftswunder)を遂げたことは周知の事実である。政治空間と経済空間との本来的不一致、すなわち「国民経済」なるものの虚構性をこの事実ほど直截に衝く事例は、現代ヨーロッパ経済史において他に見出されない<sup>5)</sup>。

皮肉にも国家領域の分裂性を克服したはずの 1990 年代以後の「ドイツ」経済が長期停滞に陥っている現状は、1949 年とは逆の意味で政治空間と経済空間の不一致をまたもや示唆している。国民経済論の立場からすれば、ドイツ再統一により政治空間と経済空間とがそれ以前に較べて大幅に重なりあうことで規模の経済性を発揮できる最適空間が実現し、よってこれを基盤とする新しい高度経済成長が東西隔差の急速な縮小をもたらすはずであった。また、アーベルスハオザー（復元期間）とクルンプ（体制転換）のいずれの観点に立つにせよ、戦後西ドイツの「奇跡の経済復興」の経験からすれば、東部ドイツ経済の新しい高度成長が同時に始まってしかるべきであった。しかしこれまでのところ現実が予想を裏切っていることは（統計基準が変わった 1992 年から 2002 年までの平均国内粗生産成長率は 1.4%）、逆に戦後西ドイツの「奇跡の経済復興」の要因分析にも、まだ解明されるべき余地が残っているのではないかとの問題関心を誘発するのである<sup>6)</sup>。

## (2) 「ドイツ」経済の空間構成

ドイツの経済空間の史的構造を解明する手がかりを得るために、まず旧西ドイツの人口分布を概観してみると、特徴的な様相を呈していることが認められる。それは南縁にミュンヘ

ン（123万人、2002年、以下同）、北縁にハンブルク（173万人）という両巨大都市が孤立状に位置する一方で、ライン河流域に百万未満の諸都市が比較的高密度に集中するいくつかの広域空間（いわゆるライン・ネカル地域（最大都市シュトゥットガルト：59万人）、ライン・マイン地域（最大都市フランクフルト・アム・マイン：64万人）、ライン・ルール地域（最大都市ケルン：97万人））が分布するという特徴的な空間構造が認められることである。すなわち、ライン・マイン地域とライン・ルール地域との間に東西線を引いてみるならば、南北対称構造の成立が看取できるのである。このような人口分布を生んだ要因の一つとして、東西ドイツの分離の影響を無視することはできないであろうが、これは戦後に特有の様相というよりも、遅くとも19世紀のうちにその骨格がほぼ形成された構造特性と考えられる。1990年以後の様相も大きな変化はなく、旧東ドイツでは別格の巨大都市ベルリン（339万人。これをとりまくブランデンブルクの人口密度は16ラントのうちでメクレンブルク・フォアポメルンに次いで低い）および中小都市が密集するザクセン（最大都市ライプツィヒ：49万人）との対照が認められる。

このような近現代「ドイツ」の空間構造を通時的に把握するための方法概念として構想されたのが、本来の経済地域の第一形態としての原経済圏（proto-economic area）と第二形態としての孤立大都市圏（isolated metropolitan area）である。発生史から観れば、前者は資本制経済様式の確立過程としての産業革命が析出した経済空間であり<sup>71</sup>、後者は、その成立期が前資本制社会に遡る事例が多いとはいえ、前者の規定を受けて資本制経済様式に適合的な機能転換を果たした大都市空間である。その意味で両者は相互依存的な概念として規定されている。

領域空間である政治空間は概して一円空間であるが<sup>81</sup>、非領域空間である経済空間には一円空間と飛び地空間とがある。原経済圏は一円空間であり、見えない空間であるが、孤立大都市圏は飛び地空間を構成する単位であり、比較の見えやすい空間である。また、原経済圏は内部循環が決定的重要性を持つものに対して、孤立大都市圏の第一属性は、網状空間組織の結節点として機能することにあり、内部循環よりも外界との関係が決定的重要性を持つ。

両概念の規定をもう少し立ち入って敷衍すれば、次のようになる。孤立大都市圏を先にみるならば、ここで「孤立」とは、周辺地域との人口密度の差が不連続的に大であり、よって圏域の境界が比較的明瞭であるという相対的な意味であると同時に、集合都市（コナーベション）でなく単一都市であることを含意している（ライン・ルール地域の集合都市は総体としてベルリンを上回る規模を持つが、両者の機能はまったく異なる）。「大都市圏」とは、クリスタラーのいう高次中心機能を果たす中心地点と補完地域から成る機能空間と部分的に重なるが、むしろ遠隔の同次元大都市圏と結合して全ヨーロッパ的大都市網を形成したり、複数の原経済圏を媒介したりする機能をより重視した概念である。広大な圏域を持つ孤立大都市圏はそれ自体として原経済圏に準ずる内部構造を持ち、そのかぎりでは原経済圏同様に面

としての属性を具えるが、その本来的機能を重視するかぎり、クリスタラーの中心地点同様に範疇的に点とみなされるべきである<sup>9)</sup>。

面としての原経済圏は一般に中核部、周囲部、周縁部という三層の同心円構造を具え、三層とも不断に収縮、変形している。空間変動の震源は中核部にあり、産業立地の不断の変動がその動因である。他方で、歴史的産業連関の蓄積は中核部の内部循環の度合いを次第に高めて行き、それとともに中核部の位置の安定性も高まる。中核部の変形は周囲部により吸収されるが、その反作用で周囲部も変形圧力を受ける。これを吸収するのが周縁部であり、その反作用で周縁部も変形圧力を受ける。よって漸移地帯である周縁部もたえず収縮しているが、これが一定範囲を超え出ることはない。かくて、中核部の変形圧力が周縁部までにはほぼ吸収され尽くすために、中核部の無窮動にも拘わらず、原経済圏の位置と範囲との長期存続が保証されることになる<sup>10)</sup>。

この概念でもって「ドイツ」空間の歴史構造を理解しようとするならば、1871年のドイツ国成立までにドイツ各地はすでに産業革命を終了しており、ドイツ国はライン河上流、ライン河下流、エルベ河上流、オーダー河上流をそれぞれ形成軸とする4原経済圏、およびこれらの接点や隙間や周縁に位置するいくつかの孤立大都市圏をゆるやかに包摂する連邦的政治空間であったとすることができる。「ドイツ」の名を冠すべき単一の経済圏は実在せず、よって「ドイツ国民経済」なるものはリスト的「国民的体系」(Nationalsystem)の理念に由来する一種の虚構に過ぎないという観点に、わたくしは一貫して立っている。

### (3) ニーダーライン原経済圏

不定型な非領域空間であるがゆえに見えない空間である原経済圏の検出は、作業仮説としての対象設定に際し、見えやすい空間である孤立大都市圏のように経験的認識に依拠することが事実上できないため、それだけ困難を伴う。その困難をおして検出されるべきものの一つは、周縁部=漸移地帯の最大範囲である。そこで、いよいよライン河下流域を形成軸とするニーダーライン原経済圏(Niederrheinischer Urwirtschaftsraum: NUWR)に焦点を合わせることにする。これは大雑把にみてもベゼル(Wesel)、ハム(Hamm)、ケルン(Köln)、メンヘングラトバハ(Mönchengladbach)4都市を結ぶ線に囲まれた台形の地域を近似的な中核部としており、その漸移地帯は南側ではオーバーライン原経済圏(ORUW)およびモーゼル・ザール原経済圏(MSUW)の漸移地帯と重なり合い<sup>11)</sup>、東・北側ではニーダーザクセンに食い込み、西側ではドイツ・ネーデルラント国境と交錯していると見られる。漸移地帯のそれぞれの部分の解明がNRUWの検出にとり必須の作業となるが、本稿ではNRUWの西側漸移地帯とドイツ・ネーデルラント国境との位置関係との解明に焦点を当てることにする。

いま仮にネーデルラント(NL)の経済空間構成を無視して、これが単一の経済圏を形成していると観るならば<sup>12)</sup>、NLとNRUWとの経済的相互依存関係は、長い国境を挟む両側地帯

## 「地域のヨーロッパ」の再検討（1）

間に生ずる地続き効果と、NRUW とロツテルダムとを繋ぐライン河の動脈機能とによって空間的に規定されている。前者は国境を越える面としての経済空間形成作用を、後者は線として飛び地的経済空間形成作用を伴うものであり、両者はひとまず別個に検討されなければならない。このことを念頭に置きながら、ひとまずドイツ・ネーデルラント関係の歴史的特性を検討する作業に移る。

## II. ドイツ・ネーデルラント関係の歴史特性

### （1）構造的不均衡

1815年のウィーン会議でネーデルラント連邦王国（Koninkrijk der Verenigde Nederlanden）が成立したとき、これに東部国境で接するのはプロイセン王国の西側飛び地ライン・ベストファーレン両州（Rheinprovinz, Provinz Westfalen）およびハノーファー王国（Königreich Hannover）であり、ネーデルラントの国土はこれらの領邦（あるいはその一部）に勝るとも劣らない規模を有していた。1830年にベルギー王国が分離して国土が縮小し、国号をネーデルラント王国（Koninkrijk der Nederlanden）と改めた後も、隣接ドイツ側諸地域との均衡が大きく崩れることはなかった。しかし1866年にハノーファー王国が消滅してプロイセン王国の1州となり、プロイセン王国の領土一元化が達成されるに及んでこの均衡は破れ、爾来140年間、ネーデルラントが東部国境で隣接するドイツ（プロイセンもしくは北ドイツ連邦もしくはドイツ・ライヒまたはドイツ連邦共和国）との著しい規模の不均衡と一方的なドイツ経済依存とが、ネーデルラント人の対ドイツ意識を刻印してきた。これは、1994年に時の外相コーエイマンス（Kooijmans）が洩らしたという、「ドイツに近づきすぎると、ネーデルラントは国境をはみ出したドイツの1ラントになってしまう」という危惧や、「ネーデルラントはドイツなしでやってゆけないが、ドイツはネーデルラントなしでもやってゆける」という認識に集約されている<sup>13)</sup>。一種の近親憎悪に似た歴史的ドイツ・コンプレックスに加えて、1940年5月ナチス・ドイツの宣戦布告無しのネーデルラント侵攻以来、1945年5月の解放までの5年間にわたる被占領期間の悪夢のような記憶が、二次大戦後のネーデルラントの対ドイツ和解を西側諸国のなかでもっとも遅らせた要因とされる<sup>14)</sup>。ここでドイツ・ネーデルラント関係史を一覧すると表1のようになる。

### （2）国境線

1990年10月3日の旧ドイツ民主共和国5ラントのドイツ連邦共和国編入により、図1に示されるようにドイツ連邦共和国は16ラントから成り、9カ国と陸上国境を持つにいたった。対ネーデルラント国境は対オーストリア・対チェコ国境に次ぐ三番目の長さで、対フランス・対ポーランド国境を上回ることが注目値する<sup>15)</sup>。北はデルフゼイル（Delfzeil）から南

表1 戦後ドイツ・ネーデルラント関係史

1939/8/28	ウィルヘルミナ女王中立声明
1940/5/10	D 軍宣戦布告なしに NL 侵攻→女王, 政府ロンドンに亡命
1940/5/15	NL 軍降伏
1942/1	日本軍 NL 領インド (Nederlandsch-Indië) 作戦開始→1942/3/9NL 軍降伏 →日本軍政宣言
1945/5/5	連合軍カナダ部隊 NL 解放
1945/5/7-5/8	D ラーンズ, ベルリーン・カールスホルストで無条件降伏文書署名
1945/8	法相コルフスホーテン, NL 居住の全 D 人追放令 (最終的に 3691 人)
1945/8/15	日本ポツダム宣言受諾→9/2 無条件降伏文書署名
1945/8/17	スカルノ, ハッタ, インドネシア独立宣言
1945/9/8	英蘭軍先遣隊ジャカルタ降下, 9/29 英印軍上陸→年末 NL 軍主要都市占領
1946/11/15	リングルジャティ協定, インドネシア共和国事実上承認, NL・インドネシア連 合 (NL 女王元首) を謳う
1946/12	NL 敵方資産法→敵性住民の全資産没収 (4 億 5000 万 Gulden)
1947/7/21	NL インドネシアで一次「警察行動」(Politieacties) 開始
1947	NL, Bizone (D の米英統合占領地区) と最初の貿易支払い協定
1948/2/23-3/6	西側 6 カ国会議 (ロンドン), 3/6 コミュニケ→ルール国際管理勧告, 米は NL の 対 D 領土要求を拒否するもルール国際管理参加は承認
1948/8	NL・Bizone 通商条約
1948	NL・D の政治的・宗教的交流組織の上部団体として「対独文化関係調整委員会」 (CCCD) 設置
1948/12/19	NL インドネシアで二次「警察行動」開始
1949/4/23	D 領土 69km <sup>2</sup> (住民数 1 万人) がさしあたり NL 管理下に
1949/8/23-11/2	デン・ハーハ (ハーグ) 円卓会議, 12/27 協定発効, インドネシア連邦共和国成 立→NL インドネシア連合創設 (ユリアナ女王元首) →1954/8 連合解消
1949/9/9	ライン商業会議所連盟, ロッテルダム商工会議所会頭 Karel Paul van der Mandele の主導で成立
1950・52	NL・D 内航船・ライヒスマルク建て有価証券返還協定
1950/7	ニアムステルダムの SD 長官 Willy Lages 二審で死刑判決→D 政府介入
1952/12/26	無期懲役で服役中の NS 協力者 7 人ブレダ収容所から D へ脱走, D 政府全員釈放, 英占領当局の圧力により 1 人のみ NL へ送還
1954/9/28-10/3	西側 9 カ国会議→ロンドン議定書→1954/10/19-10/23 パリ諸条約
1955/5/5	パリ諸条約発効, BRD 主権獲得→5/9NATO 加盟, NL 積極的支持
1958	初の NL・D 国境を挟む地域間協力組織として EUREGIO (Gronau) 設立
1959	13 人の D 人戦争犯罪人が NL で服役→1960 年末には 4 人のみ
1960/4/8	NL・D 和解条約締結 (国境条約: NL が没収した国境地域 4400ha のうち 2070ha を D に返還; Ems-Dollart 条約: 常設 Ems-Dollart 委員会設置, 係争水域 の共同管理; 補償金条約: NL 2 億 8000 万 DM を取得; ライン河航行協定: マ ンハイム協定の解釈を国際裁判所に委ねる; 慰霊碑協定) →1962/5 補完協定→D は 1961 年春批准, Ems-Dollart をラント国境とするニーダーザクセンのみ連邦参 議院で保留票; NL は 1963/2/20 批准
1961	NL 西側最後の国として D と文化協定
1962/4/17	Fouchet Plan (1960 ド・ゴール提唱, アーデナウア支持の国家連合 [Union of States] 構想) NL 外相 Luns の抵抗で頓挫
1962/1/22	ド・ゴール, アーデナウア, エリゼ宮で F/D 友好和解条約署名, NL は批判, F 服役中の D 戦争犯罪人最後の二人を釈放

「地域のヨーロッパ」の再検討（1）

1963/1	ブーデル協定：D・NL部隊の相互駐屯→1963/8D訓練部隊NLのブーデルに駐屯
1964/3	エーアハルト，D首相として初のNL公式訪問
1965/5	NL皇女ベアトリクス，D外交官Claus Georg Wilhelm Otto Friedrich Gerd von Amsbergとの恋愛関係が漏れる，Alfred Mozer クラオスを弁護→1966/3/10挙式
1966/7/1	AFCENT（Allied Forces Central Europe）司令官にD人 von Kielmansegg 任命
1969/11/24-27	ハイネマン，D大統領として初のNL公式訪問
1970/7	Anholt 協定締結
1971/5/4	Regio Rhein-Waal（Kleve）設立→1978/4/28 Arbeitsgemeinschaft Regio Rhein-Waal
1971	Alfred Mozer ヨーロッパ国境地域連盟（AGEG）設立
1971/10	ユリアナ女王Dを答礼訪問
1971/11/30	Mozer，EUREGIOにMozer Commissieを設置
1973/1/5-2/9	NLを含む15ヵ国DDRを承認
1976	Euregio Maas-Rijn（Maastricht）設立
1977/2/28	Eems Dollard Regio（Nieuweschans）設立→1997/10/20目的組合
1978/12/13	Grenzregio Rhein-Maas-Nord（Mönchengladbach）設立→1993/1/1 euregio rhein-mass-nord
1985/5	フォン・バイツェカーD大統領として最初の訪問国をNLに
1988 夏	サッカー・ヨーロッパ選手権準決勝でNLがDを破る→1945の解放以来の国民的熱狂
1989/1	終身懲役刑に服していた最後の二人が恩赦で43年ぶりに釈放→国外退去
1990/1	NLのルベルス（Lubbers）首相D統一に否定的見解を公表
1991/5/23	Isselburg-Anholtで「自治体または行政当局間の国境を挟む協力に関するネーデルラント王国，ドイツ連邦共和国，ニーダーザクセン州，ノルトラインベストファーレン州の協定」締結→Euregio Rhein-Waal 1993/11/1目的組合
1993	Institut Clingendaelの世論調査の結果，若年層の反独感情（51%）判明→1994ルベルス首相の欧州委員会委員長選出にコールD首相拒否権行使
1994	DASA（Deutsche Aerospace AG，現在のDaimler Chrysler Aerospace AG）「ネーデルラントの誇り」Fokkerを「略奪」
1994 夏	NLコーエイマンス（Kooijmans），Dキンケル（Kinkel）両外相毎年外相会議開催を決定
1995/1	コール首相NL訪問，ロッテルダムの慰霊碑「焼尽された街」に献花
1995/10	ヘルツォークD大統領NL公式訪問
1999/1/1	ユーロ，NL，Dほか9ヵ国の共通通貨→2002/1/112ヵ国の単一通貨に
2004/10/29	EU憲法条約締結（25ヵ国，ローマ）
2005/6/1	NL国民投票でEU憲法批准否決（62%対38%）

注：Dはドイツ，NLはネーデルラント。NL経済の生命線であった旧蘭領東インド（インドネシア）独立過程も参考のため記入した。

出所：主に Wielenga（本文注13）の記述に依拠したが，適宜筆者が補充した。



図 1 ドイツの国境と州境



出所：Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2004 Für die Bundesrepublik Deutschland*, 11 頁。

はバールス (Vaals) にいたるまでの現在 567km に及ぶ独蘭国境は、それほど遠からぬ過去にいたるまで、かつてホイジンハ (ホイジンガ) をして西欧と中欧との境界線であるとまで言わしめたほどの歴史的地雷原を形成していたのである<sup>16)</sup>。加うるに自由航行を原則とする国際河川であるライン河兩岸をドイツ・ネーデルラント国境に準ずるとみなしうるならば、両国の境界線の長さは国境をはるかに上回ることになる。このような長距離にわたる地続き効果およびルール地域とロツテルダムとの飛び地的連結を考えれば、ドイツからみて小国のネーデルラントがドイツにとり輸出で仏、米、英、伊に次ぐ第五位、輸入で仏に次ぐ第二位の相手国であることは驚くに当たらない<sup>17)</sup>。

他方でネーデルラントが陸上国境で隣接する国は、図 2 に示されるように東部のドイツと

図2 ネーデルラントの国境と県境



出所： Andeweg, Rudy B. and Irwin, Galen A., *Governance and Politics of the Netherlands*, 2nd ed., 2005, 2頁。

南部のベルギーのみである。かつてベルギーはネーデルラントの一部であったので、ネーデルラントの南部国境は東部国境と別種の複雑な歴史的緊張関係を孕んでいるが、両国の国力がほぼ均衡していることを考慮すれば（2002年の人口[万人]：ネーデルラント1615，ベルギー1033；GDP[億ユーロ]：ネーデルラント4446[27530/人]，ベルギー2600[25170/人]<sup>85</sup>），経済的，政治的不均衡が東部国境を刻印していると言えよう。とりわけ国境沿いにドイツ領内を北流するエムス川の河口部ドラルト(Dollart/Dollard)は，ネーデルラントとの水上国境を形成し，戦後長らく両国間の係争の地であった。1960年に締結された独蘭和解条約

表 2 輸送方式別国内輸送量 (1000t)

	ド イ ツ				ネーデルラント			
	1970	1980	1990	2000	1970	1980	1990	2000
内航水運	24,0001	24,0985	23,1574	24,2223	23,8780	26,7472	31,7712	31,4287
構成比(%)	28.2	24.6	22.0	6.7	54.3	45.7	50.0	33.1
ライン河運	<b>19,1086</b>	<b>19,5803</b>	<b>19,9113</b>	<b>20,4898</b>	<b>19,3428</b>	<b>21,3595</b>	<b>20,1818</b>	<b>22,3059</b>
構成比(%)	<b>22.5</b>	<b>20.0</b>	<b>18.9</b>	<b>5.6</b>	<b>44.0</b>	<b>36.5</b>	<b>31.8</b>	<b>23.5</b>
鉄道輸送	36,4515	36,4300	31,0433	29,4200	2,6743	2,2142	1,5919	2,8063
構成比(%)	42.9	37.2	29.5	8.1	6.1	3.8	2.5	3.0
道路輸送	16,4939	29,8234	43,8141	300,5100	15,0050	25,1732	26,0815	52,6231
構成比(%)	19.4	30.4	41.6	82.8	34.1	43.0	41.0	55.4
油送管 <sup>1)</sup>	8,0739	7,6115	7,4067	8,9398	2,4500	4,4253	4,1146	8,2007
構成比(%)	9.5	7.8	7.0	2.5	5.6	7.6	6.5	8.6
合 計	85,0194	97,9634	105,4215	363,0921	44,0073	58,5599	63,5592	95,0588

注：1) 油送管輸送は 25km 以上。

出所：Commission Centrale pour la Navigation du Rhin, *Evolution Economique de la Navigation Rhenane* 2002, 36-37 頁。一部筆者算出。

は三つの個別条約と二つの協定の包括呼称であり、その一つ、エムス・ドラルト条約により、当該紛争水域の共同管理のための常設機関、エムス・ドラルト委員会が設置されることになった。しかし条約締結直後にエムス河口域でニーダーザクセンが天然ガスと石油採掘の認可を下したために、この水域の帰属問題が再燃し、1962年に両国に同等の権利を認める協定の締結をもって決着が図られた<sup>19)</sup>。

### (3) ライン河

西部ドイツ・ネーデルラント経済関係を規定するもう一つの地理的要因は、ライン河が国境を突き破ってネーデルラント領内に流れ込み、東西に貫流して北海に注いでいることである。その最下流部に位置するロッテルダム港および河口のエーロポルトはルール地域の外港として機能している<sup>20)</sup>。

ここでライン河が西北ドイツとネーデルラントを繋ぐ物流経路として果たしている役割を確

表3 ライン河諸港間荷動き量（1000t）

	1998	1999	2000	2001	2002
D 諸港→NL 諸港 比率(%)	2,4958 33.8	2,5067 33.2	2,6858 34.1	2,7203 36.2	2,7097 36.1
D 諸港からの総積出量	7,3786	7,5407	7,8678	7,5245	7,5165
NL 諸港→D 諸港 比率(%)	7,9318 88.2	7,2810 87.9	8,0076 88.7	7,7885 87.2	7,6226 86.7
NL 諸港からの総積出量	8,9967	8,2870	9,0299	8,9288	8,7928

出所：CCNR，前掲書，32-33頁。一部筆者算出。

認しておこう。表2から明らかなように、1970～2000年の間に両国とも道路輸送の比率が増大し、これと反比例して内航水運および鉄道輸送の比率は低下の一途を辿っている。この傾向は1990年代に加速し、とくにドイツにおいて顕著である。実数値では内航水運は横ばいで推移しており、鉄道輸送も30年間に20%減に留まっている。構成比率の激変を惹き起したのは、道路輸送量の激増である。再統一後のドイツ内東西物流が鉄道網の未整備のために道路輸送に頼らざるをえなかったというよりも、むしろ後者を軸に物流経路が構築されてきたこと、すなわち環境問題重視の政策的呼号とうらはらに、現実にはモーダルシフトと逆行してきたことが窺われるのである。ともあれ、2000年のドイツの国内輸送方式における内航水運比率は6.7%に落ち込んだとはいえ、そのうち5.6%をライン河水運が占めており、内航水運におけるライン河輸送の比率は増大していきえする。これに対してネーデルラントでは、ドイツ同様に内航水運の比率が低下してきたとはいえ、2000年にまだ国内輸送方式の33.1%を占め、そのうち23.5%がライン河水運である。30年間に内航水運と道路輸送との比率は逆転したが、ネーデルラントにとって内航水運、とりわけライン河運（ワールおよびネーデルレイン＝レク）が堅持している意義は、ドイツにおけるよりはるかに大きいことは明らかである。

そこで、ライン河水運におけるドイツ－ネーデルラント関係を点検しよう。表3に示されるように、ドイツ諸港からライン河諸港に仕向けられる総積出量に占めるネーデルラント諸港向け積出量の比率は、1998～2002年平均で34.7%を占め、ほぼ1/3の比率で安定した推移を見せている。これに対してネーデルラント諸港からドイツ諸港に仕向けられる積出量比率は平均87.7%に上り、これもまた安定して推移している。すなわち、ライン河運がドイツ・ネーデルラントの経済的相互依存関係を媒介する太い動脈であるばかりでなく、ネーデルラントの対ドイツ依存度がその逆よりもはるかに高いことを看取することができるのである。

ライン河運については後にあらためて論じることにして、ここではライン河運によるドイツ・ネーデルラントの相互依存関係の強さと、その底に潜む不均衡とを確認するにとどめる。

#### (4) 連邦国家と集権国家

ドイツは連邦国家であるのに対して、ネーデルラントは単一国家である<sup>21)</sup>。ゆえにネーデルラントの側からみればネーデルラント・ドイツ国境は、対ブント（連邦）国境であると同時に対ラント国境、すなわちネーデルラント/ノルトライン・ベストファーレン国境またはネーデルラント/ニーダーザクセン国境でもあるという二重性を持つ。したがってネーデルラントはこの二重国境の対ラント国境としての属性を重視することに、対独不均衡を多少とも是正する可能性を見出だすであろう（2002年の人口はネーデルラント1615万人に対し、ノルトライン・ベストファーレン1808万人、ニーダーザクセン798万人）。また、ドイツ内部で隣接するノルトライン・ベストファーレンおよびニーダーザクセン両ラントが相互にラント主権をもって対峙し、牽制し合う関係に立つかぎり、ネーデルラントは両ラントそれぞれとの関係において有利な立場を占めうる。他方で、両ラント政府はネーデルラント政府に呼応して、ドイツの外部国境沿いの国境地域管掌におけるラントの優位を主張することに、ブントに対するラントの権限の堅持に適合的な手段と見いだすであろう。ここにネーデルラントとノルトライン・ベストファーレン、ニーダーザクセン両ラントとの一種の利益共同体が成立する根拠がある。

もちろん、ドイツ基本法第32条[対外関係]第1項は、「諸外国（auswärtige Staaten）との関係の処理は連邦の任務である」と規定しており、外部国境が「諸外国との関係」の構成要素であるかぎり、外部国境は連邦の排他的管轄下にあると考えられる。しかし、外部国境に不可分に附着している国境地帯はラントの領域でもあり、国境管理が国境地帯に直接の影響を及ぼす場合にラントが国境管理にまったく関与しえないとすれば、それはラント主権の不当な制約となろう。事実、同条第2項は「あるラントの特別の事情に関わる条約は、その締結に先だって、そのラントから時宜を得た意見の聴取がなされなければならない」とし、第3項では「ラントは立法について権限を有する限度において、連邦政府の同意を得て、外国と条約を締結することができる」としている<sup>22)</sup>。さらに、国家または国家に類するものでない外国の公法的組織（öffentlich-rechtliche Gebilde）との条約に対する規定は基本法になく、ドイツのラントと外国の諸地域との友好条約には、その諸地域が国家としての性格を具えないかぎり、第32条は適用されないという。同じ理由から、友好都市関係に対しても第32条は適用されない。連邦の権能の推定が諸外国との関係に限定されているために、第32条第3項に妨げられることなく外国またはドイツ国境の外部におけるラントの権能が存在するのであり、ローマ教皇庁との取決め（コンコルダート）、外国の諸地域とラントとの条約、友好都市関係などに第32条は適用されず、よって連邦政府の同意を要しないという憲法解釈が通説の

表4 ラント憲法の国境地域条項

<p>① バーデン・ビュルテンベルク州（隣接国：フランス，スイス，オーストリア） 前文「神と人間とに対する責任を自覚して，人間の自由と尊厳とを保障し，平和に貢献し，社会的公正の原則に従う共同生活に秩序あらしめ，万人の経済的進歩を促進しようとする意志に満ちて，またこの民主的ラントを，その構成が連邦制原則（föderative Prinzipien）と補完性原則とに則る，統一されたヨーロッパ（ein vereintes Europa）におけるドイツ連邦共和国の活力ある一員として形成し，地域のヨーロッパ（ein Europa der Regionen）の創出および国境を越える協力（die grenzüberschreitende Zusammenarbeit）の促進に積極的に参画することを決意して，バーデン・ビュルテンベルクの人民（Volk）は，不可侵かつ譲渡できない人権とドイツ人の基本権とに対する厳粛な信念の告白をもって，憲法制定ラント会議による憲法制定権能に基づいてこの憲法を制定した。」</p>
<p>② バイエレン共和国（隣接国：スイス，オーストリア，チェコ） 第3a条「ヨーロッパの統一（Europäische Einigung）」「バイエレンは，民主的，法治国家的，社会のおよび連邦制原則ならびに補完性原則に従い，諸地域の自立性（Eigenständigkeit）を保全し，ヨーロッパ次元の決定（europäische Entscheidungen）に諸地域が参画することを保証する，統一されたヨーロッパ（ein geeintes Europa）を希求することを告白する。バイエレンは他のヨーロッパの諸地域と協力する。」</p>
<p>③ メクレンブルク・フォアポメルン州（隣接国：ポーランド，デンマーク） 第11条「ヨーロッパ統合（Europäische Integration），国境を越える協力」「メクレンブルク・フォアポメルン州はその権限の枠内において，ヨーロッパ統合を実現し，とくにバルト海域（Ostseeraum）における国境を越える協力を促進する目的に協力する。」</p>
<p>④ ラインラント・パルツ（隣接国：ベルギー，ルクセンブルク，フランス） 第74条a「ヨーロッパ連合」「ラインラント・パルツはヨーロッパ統合（die europäische Vereinigung）を推進し，民主的，法治国家的，社会的にして，連邦制原則と補完性原則に従うヨーロッパ連合に協力する。ラインラント・パルツはヨーロッパ連合と統一ヨーロッパ（das vereinte Europa）との意思形成に自立的諸地域が参画することを支援する。ラインラント・パルツは他のヨーロッパ諸地域と協力し，隣接する地域公共団体間（zwischen benachbarten Gebietskörperschaften）および諸組織（Einrichtungen）間の国境を越える関係（grenzüberschreitende Beziehungen）を支援する。」</p>
<p>⑤ ザールラント（隣接国：ルクセンブルク，フランス） 第60条「民主主義，社会的法治国家，ヨーロッパ」第（2）項「ザールラントはヨーロッパ統合（die europäische Einigung）を促進し，ヨーロッパ共同体（die Europäischen Gemeinschaften）と統一ヨーロッパ（das vereinte Europa）との意思形成に自立的諸地域が参画することを支援する。ザールラントは他のヨーロッパ諸地域と協力し，かつ隣接する地域公共団体間および諸組織間の国境を越える関係を支援する。」</p>
<p>⑥ ザクセン共和国（隣接国：チェコ，ポーランド） 第12条「国境を越える協力」「ラント [ザクセン] は，善隣関係（nachbarschaftliche Beziehungen）の構築，ヨーロッパの融合（das Zusammenwachsen Europas）および世界の平和的發展に向かう国境を越える地域間協力（grenzüberschreitende regionale Zusammenarbeit）を目指して努力する。」</p>

注：なお，同一民族がドイツ国境を越えて分布し，ドイツ領域内居住集団が少数民族とされる場合，その権利を保障する条項として，ゾルベ（ベンデ）人に対するブランデンブルク州憲法第25条 [ゾルベ（ベンデ）人の権利]，またデンマーク人およびフリース人に対するシュレースビヒ・ホルシュタイン州憲法第5条 [少数民族，人民集団] 第2項が挙げられるが，これは本稿の観点とは別の観点から検討されるべきものである。

出所：Beck-Texte im dtv, *Verfassungen der deutschen Bundesländer*, 8. Aufl. 2005.

ようである<sup>23)</sup>。

次にラント憲法を検討すると、2004年11月時点で憲法に国境条項もしくはこれに類する条項を持つラントは、表4に示されるように16のうち6を数える。これらの条項に共通する鍵概念は、微妙な表現の違いをひとまず措くならば、① ヨーロッパ統合（統一ヨーロッパ）、② ヨーロッパ諸地域（地域のヨーロッパ）、③ 国境を越える地域間協力（関係）<sup>24)</sup>の三点に集約される。さらに三つのラントでは連邦制原則と補完性原則とが挙げられている。これらの事例から導き出されることは、ヨーロッパ統合の枠組みにおいてラントが地域の実体として認識され、国境を越える地域間協力の主体としてのラントの正当性が、連邦制原則と補完性原則との強調により主張されていることである。国境を越える地域間協力という新しい空間関心が、連邦制の下での二重の外部国境をむしろラント国境として照らし出す効果を生んでいること、換言すれば、1990年代に入って本格化したEUの国境地域政策の援護を受けた国境を越える地域間協力を梃子にして、ラントが連邦に対する空間政策的立場を強める、もしくは多少なりとも取り戻す可能性が生まれていることが注目に値する。

ここで、ラインラント・パルツ、ザールラント、バーデン・ビュルテンベルク、バイエルの4ラントが、地域または国境を越える協力を比較的詳しく規定しており、とくにバーデン・ビュルテンベルクは前文で理念として謳っているのと対照的に、デンマークまたはネーデルラントに接するシュレースビヒ・ホルシュタイン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ベストファーレン3ラントが、現時点で憲法に国境条項を持っていないことが目につく。シュレースビヒ・ホルシュタインにはデンマーク系少数民族が居住するので、このラントが憲法上国境を越える地域間協力を謳うことに慎重であるとしても、それは頷けることである<sup>25)</sup>。しかし、ネーデルラントと接するニーダーザクセンおよびネーデルラント、ベルギーに接するノルトライン・ベストファーレン両ラントの憲法が、国境条項をまだ具えていないのはなぜなのか。西南国境と西北国境とでラントの外部国境の意義に何か相違があるのだろうか。この問いに答えるためにも独蘭国境に潜む独自の問題を追究する必要がある。

#### 注

- 1) 「地域のヨーロッパ」については、渡辺尚編著『ヨーロッパの発見—地域史のなかの国境と市場—』（有斐閣、2000年）の序章「ヨーロッパと地域」第3節4「ヨーロッパの地域構成」を参照。
- 2) 1871年にオーストリアを排除した小ドイツ方式でライヒ統一を果たした後の「ドイツ」の国号は複雑に変動しているので、「ドイツ」は便宜的な地理上の呼称にすぎない。1871～1945年の国号は *Deutsches Reich*（ドイツ国）であり、帝政、共和政、独裁政の体制変動にも拘わらず一貫して不変であった。いわゆる *Weimarer Republik*（ワイマル共和国）は俗称である。1949～1990年は *Bundesrepublik Deutschland*（BRD=ドイツ連邦共和国、俗称：西ドイツ）および *Deutsche Demokratische Republik*（DDR=ドイツ民主共和国、俗称：東ドイツ）の「二つのドイツ」が併存

した。さらに、1947～1956年は経済的にフランスと一体化し、事実上フランスの被保護国化したとはいえ、国際法上は国家としての最小限度の実体性を具えたザールラントが存続したので（宮崎繁樹『ザールラントの法的地位』未来社、1964年、参照）、正確には三つのドイツの鼎立状態であったと言うべきである。1990年東ドイツ5ラントの西ドイツへの加入、および東ベルリンの西ベルリンへの加入と同時に、東ドイツは消滅し、西ドイツが存続国家となった。フランスに倣えば、1919年から第一共和政、1949年から第二共和政、そして1990年から第三共和政ということになろう。混同を避けるために本稿では1990年以前のBRDを西ドイツと表記する。

ちなみに、1918年革命で解体したオーストリア・ハンガリー帝国の残存国家であるドイツ-オーストリア（Deutsch-Österreich）は、ドイツ共和国の一部であることを宣言したが、1919年9月10日に連合国と締結したサンジェルマン・アン・ライエ平和条約で「ドイツ-オーストリア」の国号使用およびドイツ国との合併が禁止された。1938～1945年のドイツとの合併（Anschluss）、いわゆる *Großdeutschland*（大ドイツ）という幕間劇を経て、1955年5月15日にオーストリア・連合国間で締結された「国家条約」により、占領終結の代わりにオーストリアに中立が義務づけられ、西ドイツまたは東ドイツとの合併が事実上禁止された。その意味で、1955～56年には四つのドイツが存在したということさえできるのである。しかし、1995年1月1日のオーストリアのEU加盟とともに、*Anschluss* または「大ドイツ的統合」の理念は運動目標としての意義を失った。

- 3) Weidenfeld, Werner & Korte, Karl-Rudolf (Hrsg.), *Handbuch zur deutschen Einheit*, Frankfurt/Main et al. 1993, 230-231 頁。ちなみに、オーダー河には同名の二本の支流が中流と上流で合しており、「オーダー・ナイセ」のナイセは、中流で合する *Lausitzer Neiße*（ラオジツァー・ナイセ、ニサ・ウジツカ）を指す。同上書、514-515 頁。
- 4) 1937年末の国境を基準にするのは、実は占領地域確定のために連合国が戦時中に締結した協定による。しかしポツダム協定により、オーダー・ナイセ以東地域は「ソ連占領地域」ではなく、ソ連またはポーランドの領土主権下に置かれることになった。同上書、230 頁。
- 5) 西ドイツ経済の戦後復興の始期と要因とをめぐり1980年代半にアーベルスハオザー・クルンプ論争が起きたが、潜在的成長力の復元過程を重視するアーベルスハオザーも統制経済から社会的市場経済への体制転換を重視するクルンプも、西ドイツの経済空間の構成と国家領域とが、1945年以前よりも経済適合的な関係に立ったからではないのかという問題関心は薄い。Abelshäuser, Werner, *Wirtschaftsgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1980*, Frankfurt a. M. 1983; Klump, Rainer, *Wirtschaftsgeschichte der Bundesrepublik Deutschland*, Wiesbaden 1985, を参照。しかも万人の予想を超えた東西ドイツ統一の実現という1990年の劇的な転回が、さなきだに弱かった西ドイツの経済空間史的分析への関心を萎えさせてしまったように思われる。
- 6) 少なからぬドイツの経済学者たちが、現在のドイツ経済の不振の要因を、むしろ社会的市場経済体制からの逸脱に求めようとしているかに見える。渡辺尚・今久保幸生・ヘルベルト・ハックス・ラルフガング・クレナー編『孤立と統合—日独戦後史の分岐点—』京都大学学術出版会、近刊予定、を参照。
- 7) 渡辺尚「現代ヨーロッパの企業行動と地域経済の精神」、渡辺尚・作道潤『現代ヨーロッパ経営史』有斐閣、1996年、所収、35-40 頁、参照。ちなみに、キーゼベターは地域経済史的観点に立つ「ドイツにおける産業革命」研究の成果を集大成した近作、Kiesewetter, Hubert, *Industrielle Revolution in Deutschland - Regionen als Wachstumsmotoren -*, Neuausgabe, Stuttgart 2004（本



稿が公刊されるまでに、高橋秀行、櫻井健吾による共訳が刊行されているはずである)、で「地域間の競争」こそドイツ産業革命の推進力であったと主張している。この論争的労作の検討は別稿に譲るとして、本稿では、かれが「産業革命」と「工業化」とを同一視していること、ドイツの「産業革命」=「工業化」を 1815～1914 年の 1 世紀におよぶ過程と観ていること、「地域」を主要領邦国家とほぼ同一視していること、ドイツにおける産業革命において綿工業のはたした役割に正当な評価を与えていないこと、以上にわたくしは同調できないことだけを述べておく。

- 8) 大陸国が飛び地を持つ典型的事例はアメリカ合衆国のアラスカであろうが、ヨーロッパではバルト海沿いの旧東プロイセンの事例が挙げられる。これはベルサイユ条約によりドイツ本土と切り離されて飛び地となり、その北半分のカリーニングラードは現在ロシアの飛び地である。ドイツ連邦共和国を構成する 16 ラントの中でプレーメンはプレーマーハーフェン市という飛び地を持つ二重都市国家である。ちなみに、政治的領域空間としての EU にとり、ギリシャは現在なお飛び地であり、フランスの海外県 (D.O.M.=departement d'outre-mer) の中でもギヤン (Guyane) は南米大陸における、スペイン領都市セウタ (Ceuta)、メリリヤ (Melilla) はアフリカ大陸における EU の飛び地である。この事例からして、トルコが地理的にヨーロッパに属さないが故に EU 加盟は不可とする主張は根拠を欠く。
- 9) 経済空間の単位を中心地点 (Zentraler Ort) およびその中心機能 (= 中心性 Zentralität) が及ぶ範囲である補完地域 (Ergänzungsgebiet) により構成される空間として捉え、この単位空間の低次から高次に及ぶ重層体系の空間モデルをもって、ストラスブルフやフランクフルトを含む南ドイツ地域の理念型的再構成を試みたのが、周知のようにクリスタラーである。かれの場合、中心地点は現実の都市であるか否かが問われず、また現実の規模も問われない。あくまで「中心点となるという機能の立地、…幾何学的な位置だけが考えられなければならない」のであり、その意味で範疇的に点である。したがって南ドイツ最大の中心地点ミュンヘンの影響範囲はラインパルツやティロールまで及ぶとされながらも、ミュンヘン内部の空間構造は問題とされない。ヴァルター・クリスタラー著・江沢譲爾訳『都市の立地と発展』大明堂、昭和 44 年 (原題: Christaller, Walter, *Die Zentralen Orte in Süddeutschland*, Jena 1933), 19-23, 29-30, 219-220 頁。
- 10) 原経済圏概念に対してこれまで寄せられた批判のなかでもっとも内在的な批判は、高ライン原経済圏の検出という自らの実証作業の成果を踏まえた黒澤隆文によるものである。かれは大著『近代スイス経済の形成 - 地域主権と高ライン経済地域の産業革命 -』京都大学学術出版会、2002 年、28-34 頁で原経済圏概念を綿密に検討している。かれは、資本制経済確立の最終局面としての産業革命の空間的基盤となり、よって資本制経済の自立的な基礎単位空間となるものを政治空間から独立に検出して原経済圏と呼ぶことを認めた上で、以下の批判を展開する。① 原経済圏の「基本規定」と「性格規定」とを峻別しないと当概念の応用可能性が低下する。② 原経済圏の「基本規定」に従い具体的な空間を検出した上で、これらの個別の対象に即して「性格規定」の妥当性を検証することが必要である。③ 原経済圏の自立性の根拠は内部市場ではなく、「中心性、中核性」に、すなわち、企業家的能力と金融機能とを具える投資決定主体が再生産されるという意味での中心機能を具える場の実在に求められ、境界、外縁は無視してよい。黒澤による批判は、(i) 「基本規定」と「性格規定」との峻別の必要、(ii) 境界ではなく中心こそが規定条件、という二点に集約されよう。

まず (i) について。「基本規定」と「性格規定」との定義が必ずしも明確でないが、「一般規定」と「特殊規定」とほぼ同義に使っているとみられるので、「基本規定」とは産業革命の空間基盤

## 「地域のヨーロッパ」の再検討（1）

一般としての規定であり、「性格規定」とは産業革命の主導産業部門の特性による空間規定であると解することが許されよう。すなわち(i)の要点は、産業革命が綿工業をもって始まる事例が多いとしても、そのゆえに綿商品のみを原商品とすることは方法上問題である、ということにあるとわたくしは解釈する。これに対するわたくしの反論は以下の通りである。世界各地の産業革命はそれぞれ独立の事象と観られるべきでなく、18世紀後半にヨーロッパを震源として起きた産業革命の地震波により2世紀をかけてほぼ地球を一周した、世界史を劃する津波の一局面として把握されるべきである。その意味で、ヨーロッパ産業革命は資本制世界経済形成の起動因としての意義を持つ。これは商品革命が植民地物産＝非ヨーロッパ物産である綿から始まったがゆえにかかる起動力を持ちえたのであり、綿に匹敵する起動力を具える世界商品は他に見出されない。このような意味での原商品としての綿を、ヨーロッパ産業革命にとって「偶有性」とみなすことはできない。たしかにヨーロッパでも後発地域になれば産業革命と綿工業との必然的関連は弱まるかもしれないが(例えば製粉業を起点とする「ハンガリー産業革命」、佐藤勝則「統合ヨーロッパの源流－ハプスブルク帝国－」、渡辺編著『ヨーロッパの発見』、93-99頁を参照)、遅くとも19世紀前半のうちに産業革命が始まった先行的ヨーロッパ諸地域を対象にするかぎり、黒澤のいう「基本規定」と「性格規定」とを切り離すことは困難であるばかりか、分析概念としての原経済圏の有効性をかえって弱める恐れがあるというのが、わたくしの立場である。ちなみに、ヨーロッパの先行地域にはほぼ百年遅れて始まった日本の産業革命が、明治29年の綿花輸入関税撤廃により綿花供給を全面的に対外依存に切り替えたことを契機に加速したことは、あらためて注目されてよい。

次に論点(ii)について。まず、原経済圏の「中核部」とは点でなく、相当の広がりを持つ面もしくは点の集合であるという理解で、黒澤とわたくしとの間に相違はないはずである。仮にこれを単一の点と解するならば、原経済圏と孤立型大都市圏とを範疇的に区別することが困難になるからである。次に指摘できることは、黒澤は「中核部」をわたくしのいう中核部と周囲部とを合わせたものと解しているので(平成14年3月31日開催の経済空間史研究会第一回研究報告会での合評において、評者のわたくしに対する黒澤の回答)、原経済圏とその「中核部」とはそれぞれの範囲が大幅に重なり合い、よってそもそも原経済圏と「中核部」とを概念的に区別する必要もなくなるであろう。そればかりでない。中核部を検出することは中核部と非中核部との境界を検出することでもある。黒澤は中核部の重視により原経済圏の境界を無視することはできても、中核部の境界を無視することはできないはずである。

黒澤とわたくしの原経済圏検証における中核部と境界の意義づけの違いは、おそらく中核部の空間的安定性に対する理解の違いとも関連していよう。黒澤が中核部にもっとも安定した相を見出し、よってこれに原経済圏の位置の不動性の根拠を求めているのに対して、わたくしは中核部における産業立地間関係の絶えざる変動の内圧を受けて外縁部もまた不規則な収縮を繰り返しながらも、一定の範囲を越え出ることのないことに原経済圏の位置の不動性の根拠を見出そうとしている。しかし、原経済圏の空間的安定性の根拠を中核部に求めるか、それとも外縁部の膨張限界に求めるかという両者の隔たりは一見大きいように見えて、黒澤の立場においても中核部の境界を事実上重視せざるをえないとすれば、両者は実はかなり近い観点に立っているとと言えるかもしれない。両者の観点の相違は、それぞれ実証分析の対象に設定した地域の地勢的相違から、すなわち賦存する一次エネルギー資源が水力のみのホッホライン地域(黒澤)と、再生産不可能な化石資源産地を抱えるニーダーライン地域(渡辺)との相違によることも考えられる。

- 11) ORUW および MSUW は今のところ仮説にとどまっている。そのおおよその見取り図は、渡辺尚「越境する地域—ライン河流域—」, 渡辺編著『ヨーロッパの発見』第 5 章, 283 頁 に示されている。
- 12) ネーデルラントは 12 の *Provincie* から成るが、近年これらは 4 群に括られるようになってきた。すなわち北部 (Friesland, Groningen, Drenthe), 東部 (Gelderland, Overijssel), 西部 (Noord-Holland, Zuid-Holland, Utrecht, Flevoland), 南部 (Limburg, Brabant, Zeeland) の 4 *landsdeel* であり、これは EU 地域統計単位で NUTS 1 とされている。Anderweg, Rudy B. and Irwin, Galen A., *Governance and Politics of the Netherlands*, 2nd. ed, Basingstoke, 2005, 173-174 頁。
- 13) Wielenga, Friso, *Vom Feind zum Partner - Die Niederlande und Deutschland seit 1945*, Münster 2000, 408, 414 頁。
- 14) 二次大戦後のドイツ・ネーデルラント関係史の概観は同上書による。
- 15) *Statistisches Jahrbuch der Bundesrepublik Deutschland 2004*, 14 頁。
- 16) Wielenga, 前掲書, 301-302 頁より引用。
- 17) 1997 ~ 2003 年の 7 年平均。 *Statistisches Jahrbuch der Bundesrepublik Deutschland 2004*, 529 頁。
- 18) Eurostat, *EC Economic Data Pocket Book*, Quarterly 1/2004
- 19) Wielenga, 前掲書, 261-263 頁。
- 20) ライン河はネーデルラント領に流れ込むと複雑に分流し、名称も区間によって頻繁に変わる。まず国境都市エメリヒ (Emmerich) 下流のドイツ領ヒュートウム (Hüthum) からネーデルラント領ミリンヘ (Millingen) までの約 10km の区間は、左岸域がネーデルラント領、右岸域がドイツ領でライン河が両国の国境をなす。この国境区間の流路をネーデルラントではベイランツカナル (Bijlandskanaal) と呼ぶ。ミリンヘで左へワール (Waal), 右へパネルデンスカナル (Pannerdens Kanaal) と分流し、ワールはホルケム (Gorinchem) からボーヘン・メルウェーデ (Boven Merwede) と河名を変え、これはすぐまたベネーデン・メルウェーデ (Beneden Merwede) に変わる。ドルトレヒトで南北に分流し、北流はレク (Lek) と合流し、ニーウエマース (Nieuwe Maas) となる。ロッテルダムを過ぎるとニーウエパーテルベルフ (Nieuwe Waterberg) となり、フク・ファン・ホラント (Hoek van Holland) で北海に注ぐ。他方パネルデンスカナルはアルンヘム (Arnhem) でネーデルレイン (Neder Rijn) とヘルデルセ・エイセル (Gelderse IJssel) とに分かれ、前者はアムステルダム・レインカナル (Amsterdam Rijnkanaal) との交差点からワールとの合流点までレクと呼ばれる。このようにラインはネーデルラント領内で大別するとワールとレクに分流するが、レクがニーダーレインの下流部の呼称であることから窺われるように、歴史的にはレクが主流でワールが副流とみなされてきた。しかし、今日では両者は複雑に連結し、また、レクには閘門が多くそれだけ長い輸送時間を要するので、ワールが主たる輸送経路とされている。Fenzl, Manfred, *Der Rhein - Schaffhausen - Nordsee und zum IJsselmeer*, Hamburg 2003, 134 頁以下。ライン、マース、スヘルデ 3 水系が形成する複雑な水路網を一瞥するためには、小島健「ヨーロッパ統合の中核—ベネルクス経済同盟—」, 渡辺編著, 前掲書, 144 頁, 図 2-1「ベネルクスの水路」が便利である。ちなみに、レク、ワールともライン河の下流として国際的に承認されたのは、ベルギー王国分離・独立直後の 1831 年 3 月にマインツで締結されたライン河航行協定によってである。渡辺尚『ラインの産業革命—原経済圏の形成過程—』東洋経済新報社, 昭和 62 年, 249 頁。

なお、ワール、レク両河が貫流するプロフィンシはヘルデルラントとゾイトホーラントの両県

## 「地域のヨーロッパ」の再検討（1）

である。ゾイトホーランドの諸都市、時計回りにドルトレヒト、ロッテルダム、ス・フラーフェンハーヘ、レイデ等は、ノールトホーランドのハールレム、アムステルダム、ユトレヒト県のユトレヒト等の中小都市とともにネーデルラント最大のコーナーベイション、馬蹄形のいわゆるラントスタット(Randstad)を形成している。他方ヘルデルラントのネーデルレインとヘルデルセ・エイセルとの合流点に位置するアルンヘムおよびワール沿いのネイメイヘ(Nijmegen)とは、ラントスタットに次ぐネーデルラント第二のコーナーベイションを形成する。ドイツ国境に隣接するこのコーナーベイションとNRUWの漸移地帯との位置関係の解明が本稿の課題の一つである。Commission of the European Communities, *Portrait of the Regions*, Vol.1, 1993, 220-225, 244-249 頁。

- 21) ネーデルラントは1840年以來11の県(Provincie)から構成されてきたが、1986年ゾイデルゼー(Zuiderzee)干拓により12番目の県フレーボラント(Flevoland)が成立した。県の最高意思決定機関である県評議会は*Provinciestaat*と呼ばれるので、ネーデルラントはあたかも連邦制であるかの如き印象を与えるが、実体は集権的な単一国家である。Lepszy, Norbert & Woyke, Wichard, *Belgien Niederlande Luxemburg*, Opladen 1985, 99-100 頁; Andeweg and Irwin, 前掲書, 172-174 頁。1983年憲法によれば、勅令により任命される知事(Commissaris des Koning)が県評議会の議長を務め(第125条第3項, 第131条), 法律により知事に政府の命令を執行する義務を課すことができ(第126条), 地方税制および県と国(Rijk)との財政関係は法律によって定められる(第132条第6項)。Beck-Texte in dtv, *Die Verfassungen der EG-Mitgliedstaaten*, 3. Aufl., 1993, 272-274 頁。ネーデルラント内務省発行(1989年)の英訳憲法は、東京経済大学学生課の桑原英郎氏のご厚意で入手できた。記して謝意を表す。これによれば *provinciestaat* の英訳は *provincial council* である。
- 22) 基本法条文の和訳は、高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』[第2版], 信山社, 1997年; 樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集』[第3版], 三省堂, 1997年; 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』[第三版], 有信堂, 2005年を参考にした。
- 23) Bruno Schmidt-Bleibtreu/Franz Klein, *Kommentar zum Grundgesetz*, 8. Aufl., Neuwied et al.1995, 633-646 頁。
- 24) いわゆる国境を越える地域間協力はEU国境地域政策の対象としては、①国境を挟む隣接地域間協力(cross-border cooperation), ②国境を越える飛び地間協力(interregional cooperation), ③広域的多国間協力(transnational cooperation)に三別される。ラント憲法の *grenzüberschreitende Zusammenarbeit* は①を主としながらも②を必ずしも排除していないように思われるので、ここではさしあたり「国境を越える地域間協力」と訳出しておく。渡辺尚「エウレギオとEU国境地域政策」『日本EU学会年報』第22号, 2002年, 264-265頁参照。
- 25) その意味で、ブランデンブルク州憲法が第25条第2項で、「ラント[ブランデンブルク]はソルベ人のラント境界[対ポーランド国境]を越える文化的自律性の保障に務める。」と謳っているのは、危うさを孕んだ文言ではあるまいか。*Verfassungen der deutschen Bundesländer*, 87頁。

【附記】本稿は2003-2004年度東京経済大学個人研究助成費(B)「EU経済圏の統合と分化」による研究成果の一部である。